

平成 25 年 5 月 28 日

学 生 各 位

学 生 課

投資用教材DVDの紹介販売トラブル等について (注意喚起)

「投資や起業に興味がないか」とセミナーなどに誘われたことがきっかけで、高額な投資用教材DVDの購入契約を勧められ、学生ローン等で借金をして購入してしまったなどのトラブル相談が消費生活センターへ寄せられています。

「大きな利益が得られる」という利益の部分だけを信じるのは危険であり、高額な投資用教材を購入したら本当に「大きな利益が得られる」のか、商品内容や投資の仕組みをよく理解できなければきっぱりと断りましょう。

一度契約してお金を支払ってしまうと、後でやめたいと思っても解約が困難な場合がありますが、勧誘方法や取引の形態によってはクーリング・オフが可能な場合もありますので、早急に近くの消費生活センター（※参照）へ相談してください。

なお、「大きな利益が得られる」や、「友人などを紹介すればバックマージンを支払う」などの勧誘により商品の取引をすると、連鎖販売取引に該当する可能性があり、違法行為が疑われる場合があります。

また、バックマージンを目当てに友人等に高額なローンを組ませることは今まで築き上げた人間関係を崩し、今後の人生に大きな影を落とすこととなりますので、このような誘いを受けてもきっぱりと断わる勇気を持ってください。

以 上

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ※ 消費生活センター消費者ホットライン | 0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0 |
| ※ 東京都消費生活総合センター相談窓口 | 0 3 - 3 2 3 5 - 1 1 5 5 |
| ※ 板橋区消費者センター | 0 3 - 3 9 6 2 - 3 5 1 1 |